

2026 年 8 月 28 日

金融庁監督局銀行第一課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）
（銀行代理業関係等）に対する意見について

2026 年 7 月 30 日（木）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙
のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申
しあげます。

以 上

「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）（銀行代理業関係等）に対する意見について

#	該当箇所	意見等
1	(別紙 1) Ⅲ-3-4-1-2 (2) ① (別紙 2) Ⅱ-3-2-2-2 (2) ①	①のうち「事故時の対応等の責任・補償」とある部分について、責任に関しては領域を明示しつつ、銀行・事業者のどちらが担うかを明示できるものと思料。一方で、補償については対応の要否・対応の担い手など、内容に応じた都度判断となるために、事前にお客さまに明示しきれるものではなく、曖昧な表現とせざるを得ないと考えている。どのような記載を求められているものか例示いただきたい。
2	(別紙 1) Ⅲ-3-4-1-2 (2) (別紙 2) Ⅱ-3-2-2-2 (2)	本項で求められている A P I 連携時の誤認防止措置については、例えば自行外の銀行代理業者や電子決済等代行業者が、所属銀行や提携元銀行と連携して、自社のアプリ・ウェブサイト等のインターフェイスでサービス提供する場合においても適用されるという理解でよい。すなわち、銀行代理業者や電子決済等代行業者においては、各根拠法令において既に誤認防止措置や明示義務が課されているところ、本項で求められている対応は、銀行だけでなく、これら業者にも課されるものという理解でよい。
3	(別紙 1) Ⅲ-3-4-1-2 (2) ② (別紙 2) Ⅱ-3-2-2-2 (2) ②	本項で定める明示義務については、アプリ・ウェブサイト等のすべての画面・ページに施す必要があるという理解でよい。または、アクセス時やログイン時に特定の画面で冒頭明示する、当該明示事項を示したページへのリンクを各画面・ページに設置する等の対応でも問題ない。
4	(別紙 1) Ⅷ-3-2-1-1 (2)、(3) ② (別紙 2) Ⅳ-1-3-2-1-1 (2)、(3) ②	業者が、自社のウェブサイト広告として銀行ウェブサイトへのリンク・バナーを設置するに際して、広告掲出に係る銀行・業者間の契約が締結され、当該業者は銀行における契約成立に尽力しない場合は、当該業者が自社ウェブサイト上で当該リンク・バナーの閲覧性を高めるための誘導を行うことや、銀行が業者に支払う対価を実績連動制（クリック数・流入数見合いでの支払い）とすることは、直ちに本項「注」で示される「媒介に該当する一連の行為」に当たるものではない、という理解でよい。

#	該当箇所	意見等
5	(別紙 1)Ⅷ-3-2-1-1(3)② (別紙 2)Ⅳ-1-3-2-1-1(3)②	本項イに記載する「提供（電磁的方法によるものを含む。）」については、いわゆる電子メール（EDM）等による方法も含まれると認識しているが、当該電子メール等に、契約申込書が掲載されている業者または銀行のホームページへのリンクを設置する場合も、直ちに媒介に当たるものではない、という理解でよいのか。
6	(別紙 1)Ⅷ-4-2-4 (別紙 2)Ⅳ-1-4-2-4	業者が、自社のインターネットサービス上で銀行代理業務を実施するに際し、複数の画面上で代理業務を行う場合には、本項「注」で想定する標識揭示義務を充足するために、すべての画面上に標識相当の情報を表示する必要があるという理解でよいのか。または、アクセス時やログイン時に特定の画面で冒頭明示する、当該表示事項を示したページへのリンクを各画面・ページに設置する等の対応でも問題ないか。

以 上